第八七類　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

八七・〇一―八七・一六	原産資格割合が四十五パーセント以上であること。

第八八類　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八・〇一―八八・〇五	第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八九類　船舶及び浮き構造物

八九・〇一―八九・〇八	第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品

九〇〇一・一〇―九〇〇六・四〇	第九〇〇一・一〇号から第九〇〇六・四〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇一・一〇号から第九〇〇六・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・五一―九〇〇六・五九	第九〇〇六・五一号から第九〇〇六・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十五パーセント以上であること（第九〇〇六・五一号から第九〇〇六・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・六一―九〇三三・〇〇	第九〇〇六・六一号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇六・六一号から第九〇三三・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九一類　時計及びその部分品

九一〇一・一一―九一一三・二〇	第九一〇一・一一号から第九一一三・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九一〇一・一一号から第九一一三・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一三・九〇	第九一一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一・一四	

第九二類　楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇九	第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類　武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七	第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部　雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類　家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇	第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇一・九〇	第九四〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇二・一〇―九四〇四・一〇	第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇二・一〇号から第九四〇四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・二一―九四〇四・二九	第九四〇四・二一号又は第九四〇四・二九号の産品への他の類の材料からの変更
九四〇四・三〇	第九四〇四・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九四〇四・九〇	第九四〇四・九〇号の布団及び羽根布団への他の類の材料からの変更
九四・〇五―九四・〇六	第九四〇四・九〇号のその他の産品への他の項の材料からの変更
	第九四・〇五項若しくは第九四・〇六項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九四・〇五項又は第九四・〇六項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九五類　玩具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇三―九五・〇八	第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九五・〇三項から第九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類　雑品

九六・〇一	第九六・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
九六・〇二―九六・〇四	第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九六・〇二項から第九六・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九六・〇五	第九六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更
九六・〇六―九六・一八	第九六・〇六項から第九六・一八項までの各項の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九六・〇六項から第九六・一八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二一部　美術品、収集品及びこっとう（第九七類）

第九七類　美術品、収集品及びこっとう

九七・〇一―九七・〇六	第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への他の項の材料からの変更は、原産資格割合が五十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

（附属書四は、英語により作成され、この協定の不可分の一部を成す。）